

2021年11月29日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

タイ経由第三国向け貨物及び Ship's Parts に関するお願い【輸出】

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、タイ経由第三国向け貨物および Ship's Parts に関する規制とお願いをご案内いたします。タイ経由第三国向け輸送をご検討される際は、下記をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

現在、タイ経由で第三国へ輸送される貨物(FCL・LCL)に対して、以下の条件を義務付ける規制がございます。

- ① 荷揚港へ直接寄港する本船への積載
- ② 税関への越境申請は荷揚港でのみ可能
- ③ バージ輸送で荷揚げされた貨物の越境申請は不可
- ④ 内陸 ICD に輸送された貨物の内陸 ICD での越境申請は不可

また、上記に加えて Ship's Parts にも同様の規制があり、フィーダー船での輸送が制限されております。

弊社ではタイ経由の第三国への輸送サービスはございませんが、お客様の手配によるタイ経由の越境輸送をされる場合及び Ship's Parts につきましては、Bangkok 向けではなく、Laem Chabang 向けでブッキング手配くださいますよう、お願い申し上げます。

当該貨物が Bangkok 向けコンテナに積載されると、船社による寄港地変更等により Laem Chabang 揚げバージ輸送となった場合、コンテナが Laem Chabang で留め置かれる可能性がございます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

なお、ご質問等ございましたら、最寄りの各支店・営業所までお問い合わせください。

本 社	TEL : 06-6260-4706	名古屋支店	TEL : 052-232-7730
東京支店	TEL : 03-3276-7317	神戸支店	TEL : 078-332-0040
横浜支店	TEL : 045-226-2051	福岡営業所	TEL : 092-436-4480